

第 5 回 施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 5 回 施 設 ・ 研 修 等 分 科 会
議 事 次 第

日 時:平成 19 年 9 月 6 日 (木) 10:20 ~ 11:40

場 所: 永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

- 独立行政法人の市場化テストについて

3 . 閉 会

< 出席者 >

(委員)

小幡主査、吉野委員、内山専門委員、岡本専門委員、黒川専門委員、原専門委員

(事務局)

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官

○小幡主査 それでは、第５回「施設・研修等分科会」を始めたいと思います。

本日は、監理委員会における独立行政法人の見直しの検討を開始するということになりましたので、分科会担当委員の皆様に加え、事前をお願いさせていただいた吉野委員、原専門委員にも御出席いただいております。逢見委員にもお願いをさせていただいておりますが、本日は御都合のため、御欠席です。

それでは、まず独立行政法人の見直しについて、これまでの経緯、今後の検討の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料１「独立行政法人の見直しと市場化テストについて」という資料を御説明申し上げたいと思います。

資料１の「１．経緯等」でございます。「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 全独立行政法人について、年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定するということが今年６月に決定されました。

それを受けまして、行政減量・効率化有識者会議において「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」を、とりまとめをされ、それが８月 10 日に閣議決定されたところでございます。

この具体的な内容については「２．基本方針について」というところで御説明申し上げたいと思います。

この整理合理化計画の策定に係る基本方針でございますが、まず「（１）事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）」ということで、事務・事業のゼロベースでの見直しということがまずございますが、その次に存続する事務・事業について、官民競争入札等の積極的な適用ということが書かれております。具体的に抜粋をしておりますので、おめくりいただきまして、別紙２「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」のところを御説明申し上げたいと思います。

別紙２の「１．事務・事業及び組織の見直し」の中の（３）でございます。官民競争入札等の積極的な適応ということで、真に不可欠なものとされる事務・事業についても、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

具体的には、以下の事務・事業について、原則として官民競争入札等の対象とする、または官民競争入札等の対象とする方向で検討するなど、対象事業については個別具体的に検討するものとする。

原則として官民競争入札等の対象とする事務・事業。施設の管理・運営、研修、国家試験等、相談、広報・普及啓発。

官民競争入札等の対象とする方向で検討する事務・事業。検査検定・徴収。

そういうことで、具体的にこの基本方針の中に官民競争入札等の導入ということがうたわれているというところでございます。

お戻りいただきまして、１ページ目「３．今後の進め方」でございます。

（１）は独立行政法人の今回の整理合理化計画案全体のスケジュールでございます。８月 10 日

のこの基本方針が閣議決定されまして、それを受けまして、各省の方で各独立行政法人整理合理化案というのを策定されまして、これが8月末に今回提出されてきました。

今後9月以降、有識者会議、また本分科会において議論を進めていくということになっておりまして、最終的には12月下旬に独立行政法人整理合理化計画というのを決定するということになっております。

(2) 官民競争入札等監理委員会の対応案でございます。私ども官民競争入札等監理委員会の方でも、年末に向けて公共サービス改革基本方針の中に新しく対象事業を追加するという作業のための議論をしていくとしておりまして、それと併せて独立行政法人整理合理化計画年末に策定されるということですので、有識者会議とも連携を図りながら、独立行政法人の業務の市場化テストについて検討を進めていくということでございます。

具体的には、当分科会において9月下旬から10月中旬にかけて集中的にヒアリングをし、これを1次ヒアリングと呼ばせていただきたいと思いますと思いますが、その上でその結果などを有識者会議に適宜フィードバックしていきたいと考えております。

以降、順次、事務折衝レベルでの折衝や2次ヒアリングなども実施し、最終的には11月末までにある程度対象事業の選定を進めていきたいと考えております。

(3) の本分科会のヒアリング体制でございます。ヒアリング対象とする法人の数なども考えると、他の分科会の専門委員にも御参加をいただきながら進めていくのが効率的かと考えておりまして、具体的には以下の体制で進みたいと考えております。

総務省、農水省、国土交通省所管の独立行政法人につきましては、小幡主査、内山専門委員。

財務省、文科省、厚生労働省所管の独立行政法人につきましては、岡本専門委員、吉野委員、原専門委員。

内閣府、外務省、経済産業省、環境省、防衛省所管の独立行政法人につきましては、黒川専門委員と逢見委員の方で1次ヒアリングの御対応をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、事務局から、資料1の説明は終わらせていただきたいと思います。

○小幡主査 今までの経緯、今後どのようにヒアリングを進めていくかという体制について説明がございましたが、いかがでしょうか。これにつきまして、何か御意見はございますでしょうか。

数が多いということもありまして、担当府省で3つに分けて、岡本専門委員と黒川専門委員には議事進行役の御担当をお願いするということになります。

○原専門委員 これは、要は対象となっている、ここに原則として対象とする業務がありますね。すべてではなくて、これを切り出したものですね。

○事務局 それだけではないです。

○原専門委員 全部ですか。項目を見たら、施設管理とかそういうのばかり出ているので、そうではないですか。やはり全部ですか。

○事務局 その他というのも結構あるかと思いますが、そういう意味で言うと、一応、建前上は全部ということです。

○小幡主査 具体的なヒアリングの対象については、この後すぐに議論いたしますので、とりあえ

ず今は、体制についてこれでいくということによろしいでしょうか。

○吉野委員 どういう手順になるんですか。これはそれぞれが担当を分けて、そこで一応完結するという形にするんですか。

○事務局 基本的には1次ヒアリングで完結できればと思いますけれども、簡単にはいかないと思いますので、2次ヒアリング以降については体制も含めて、改めて検討したいと思っております。分科会全体という形でもいいですし、各それぞれの体制はそのまま維持して、2次ヒアリング以降もやっていくということもあり得るかと思いますが、それはもう少しヒアリングの状況を見て決めていきたいと考えています。

○小幡主査 とりあえず1回目のヒアリングは、3つに分けてやって、その状況を見ながら分科会全体で更にやるのか、あるいはすべてについて分科会全体で2次をやるとするとやはり難しいということになれば、それぞれのワーキングで再度2次をやるということもありえますが、1次の方の様子を見ながら、とりあえずこのような分配でやっていきたいという体制でございます。

○吉野委員 それぞれ個別省庁ごとに特徴があるんでしょうけれども、結論は一定の基準の下に余りばらつきがないようにしないといけないので、そのすり合わせをどういうふうにするかという趣旨です。

○小幡主査 これからすぐに議論をいたしますけれども、どのような対象法人にどういうスタンスで臨んでいくかということは、一応コンセンサスを持った上で、それぞれのヒアリングに臨むということにしたいと思っておりますので、吉野委員のおっしゃるのはわかりますので、一定の基準を立てて、それぞれのワーキングでやっていくということに留意していきたいと思っております。

体制については、一応よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に各省の独立行政法人整理合理化計画案を踏まえまして、今後、具体的にどの独立行政法人について、我々の分科会においてヒアリングを行うかという検討を行いたいと思います。

まず事務局から整理合理化計画案の内容、ヒアリング対象とする独立行政法人の候補などについて、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、お手元にあります資料2～4について、御説明申し上げたいと思います。

もう一度、資料の確認でございますが、資料2につきましては、今回8月末に各省の方から出てきました整理合理化案の中の市場化テストに関するところの可否を中心に抜粋して、更にそれをリストアップしたものでございます。

資料3はこのうち、8月末の段階で既に各省が市場化テストの可能性等について言及している事務・事業のリストでございます。

資料4は「ヒアリング対象とする独立行政法人について（案）」ということで、ヒアリング対象選定の考え方及びヒアリング対象法人と主に議論の対象となる事務・事業ということでリストアップしているものでございます。

それでは、ちょっと分厚いですが、資料2について、ざっと御説明申し上げたいと思います。

全体で資料2は19ページございます。それぞれ左から各府省の名前、法人名、事務・事業名、そして類型とございますのは、先ほど基本方針の中で具体的に検討すべき事務・事業ということで

7つほど書いておりますが、その類型で、それ以外のものについてはその他となっております。

可否というのは8月末の段階で各省が市場化テストの導入について、導入してもいいといったところについては○、×というのは市場化テストの導入について反対ということでございます。

横棒につきましては、各省から具体的に個別に出てきたわけではございませんが、事務局の方でいろいろと調査、精査したところ、こういう事務・事業についても市場化テストの対象として議論となり得るのではないかとということで付けて加えておりまして、その可否については横のバーを付けております。

1ページ目は内閣府のところの4つの法人について書いておりますけれども、この中でも特に国立公文書館の所有施設の管理運營業務ですとか広報普及啓発業務。これらについては、後ろ向きな回答をいただいております。

国民生活センターにつきましては、研修とその施設の管理運営については市場化テストの対象として考えているということでございます。

1ページ目の下から情報通信研究機構、2ページ目まで続いておりますけれども、更には総務省の統計センターなどについて提案が出てきておりますが、ここの可否のところは○ということで、前向きに御検討をいただいているというところでございます。

外務省でございますが、国際交流基金につきましては、従前から既に文化芸術交流の促進、また海外日本語教育などについては、市場化テストの導入が既に一部進んでいますので、今回は○ということで出てきているというところでございます。

3ページ目の下から財務省の関係の独立行政法人がございしますが、造幣局については市場化テストの導入は全部×ということで、とりあえずの提案が出てきているというところでございます。

4ページ目に国立印刷局がありますが、セキュリティ製品事業、また情報製品事業などについては市場化テストに前向きな案が出てきております。

そのほか、日本万国博覧会記念機構につきましても、公園事業の中で一部、市場化テストに前向きな回答が出てきております。

4ページの下から文部科学省所管の独立行政法人の事務・事業が書いておりますけれども、5ページには国立科学博物館ということで、調査研究ですとか資料収集等についての事務・事業が出ておりますが、これらについては市場化テストには後ろ向きな回答をいただいております。

6～7ページに移りたいと思います。国立美術館や国立文化財機構などにつきましては、市場化テストについて、後ろ向きな回答をいただいております。

7ページの日本スポーツ振興センターにつきましては、大きなスポーツ施設の管理運営などについて、市場化テストには後ろ向きという回答をいただいております。

9ページの上から2番目から、厚生労働省所管の独立行政法人があります。このうち高齢・障害者雇用支援機構につきましては、一部の事業につきまして、市場化テストに前向きな回答をいただいております。

10～11ページ、引き続き厚生労働省関係の独立行政法人でございしますが、雇用・能力開発機構のうち、既に私のしごと館などについては、これまで従前から市場化テストの対象にしているという

ことで。が付いておりますが、逆にその他の業務につきましては、市場化テストにはまだ後ろ向きという回答をいただいているという状況でございます。

11 ページ目の下から農林水産省関係の独立行政法人になります。

12 ページの中で、家畜改良センターという独立行政法人の研修指導業務につきましては、市場化テストに対して前向きな回答をいただいております。

14 ページから経済産業省関係の独立行政法人になりますが、経済産業研究所のデータベースのシステム運営、ホームページ維持管理などの業務について、市場化テストに前向きな回答をいただいております。

また、工業所有権情報・研修館の一部の業務についても市場化テストに前向きという回答をいただいております。

日本貿易振興機構の中の業務のうち、幾つかの業務については市場化テストについて前向きな回答をいただいたというところでございます。

16 ページに飛ばさせていただきますが、中小企業基盤整備機構のうち、中小企業大学校についても市場化テストに前向きという回答をいただいているというところでございます。

16 ページの途中から国土交通省関係の独立行政法人でございます。

18 ページに移りまして、国際観光振興機構でございます。国際観光振興機構の業務については一部、昨年度も官民競争入札等監理委員会の方でも議論させていただきましたけれども、その際には市場化テストについては、基本的には後ろ向きの回答であったわけですが、今回いただいた回答案を見ても、今のところ、まだ市場化テストについては不可という回答をいただいております。

19 ページの下に環境省関係の独立行政法人でございます。環境再生保全機構の業務のうち、公害健康被害補償業務の徴収業務でございますが、これについては市場化テストに前向きな回答をいただいているというところでございます。

最後に、防衛省の駐留軍等労働者労務管理機構がございますが、市場化テストについては後ろ向きという回答をいただいております。

資料3につきましては、今、申し上げたものの中で市場化テストの可能性が新たな示された事務・事業ということでリストアップしているものでございます。今、資料2の中で申し上げたとおり、合計で15件、市場化テストの可能性が示されたというところでございます。

資料4に移らせていただきたいと思います。資料4はヒアリングの対象とする独立行政法人についてということで、選定対象の考え方、更にはヒアリング対象法人候補という形で御説明申し上げたいと思います。

「1. 当面のヒアリング対象法人選定の考え方等」でございます。当分科会においては年末の合理化計画の策定までに、全部の独立行政法人、すべてで101あるわけですが、そのヒアリングを実施することはやや難しいことから、特に市場化テストになじむと想定される事務・事業を所管する独立行政法人を選定した上でヒアリングを実施していくというところでございます。

具体的には、8月末に出てきた各省からの整理合理化案の内容について、事務局の方でも確認を

行いながら、当面ヒアリングを実施する独立行政法人を決定したいと考えております。

また、ヒアリングの実施に当たっては、特に市場化テストになじむと想定される事務・事業を主な議論の対象としますが、必要に応じて、その他の事務・事業についても議論を行いたいと思います。

当然ながら、公共サービス改革法に基づき、事務・事業の廃止についても議論の対象となり得ることから、廃止についても議論をしていくということが可能かと考えております。

今回、当面はヒアリングをしないとした独法についても、事務局の方で検討などを進めさせていただいて、今後、適宜追加ヒアリングなども考えたいと考えております。

今回の8月末に15件、市場化テストの可能性が示されたわけですが、これらについてもヒアリングまたは事務局レベルでの折衝などを通じて、市場化テストの対象として業務範囲、規模の観点から適切なものとなるよう、検討を進めたいと思います。

なお、統計センターについては統計調査分科会、日本万国博覧会記念機構については公物管理分科会においてヒアリングをするということで整理をさせていただきたいと考えております。

「2. ヒアリング対象法人候補」でございます。合計28法人63事務・事業をとりあえず事務局の方で案として御提示させていただきたいと思います。内閣府につきましては、国立公文書館。特に所有施設の管理運営業務、広報・啓発業務、国民生活センターについては教育研修事業。商品テスト、更には広報関係の事業についてヒアリングをしていただいたらどうかと事務局の方で考えております。

総務省につきましては、統計センターについては別途の分科会ということでございますが、その他、情報通信研究機構の業務のうち、特に検査検定関係の業務について、ヒアリングをしていただいたらと考えております。

外務省につきましては、2つの法人につきましてヒアリング候補としてあげさせておりますが、このうち国際協力機構につきましては、海外事務所の管理・運営業務と、管理・運営業務、更には国際協力人材センター等の業務についてヒアリングをしていただければどうかと考えております。

また、国際交流基金につきましても、海外事務所の管理運営業務などについてヒアリングをしてはどうかと考えているところでございます。

次のページに移りまして、財務省の関係でございます。2つの法人、造幣局と国立印刷局のそれぞれの業務についてヒアリングをしてはどうかということでございます。造幣局につきましては、いわゆる貨幣の販売、勲章、金属工芸品等の製造ですとか、または造幣博物館の管理・運営業務といったもの。

また、国立印刷局につきましては、セキュリティ製品事業、または情報製品事業といったものの業務。更には市ヶ谷センター研修業務についてヒアリングをしてはどうかと考えております。

続きまして、文部科学省でございます。6つの法人の業務についてヒアリングをしてはどうかということでございます。具体的には、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、大学入試センター、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構の施設の管理・運営などが中心になるかと思っております。

厚生労働省でございますが、合計５つの法人です。高齢者・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構でございます。

高齢者・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構につきましては、職業訓練関係の業務を中心にヒアリングをしてはどうかと考えております

労働政策研究・研修機構につきましては、研修業務、労働大学校の管理・運営業務などです。

更に労働者健康福祉機構と国立病院機構につきましては、病院関係の管理運営ですとか、医療未収金の徴収などについて御議論いただければと考えています。

農林水産省でございます。農林水産消費安全技術センター、更には次のページでございますが、種苗管理センター、家畜改良センター、これら３つの法人はそれぞれ、検査検定業務というのをやっていることから、こうした業務を中心にヒアリングしてはどうかということでございます。

経済産業省の関係でございますが、３つの法人がでございます。製品評価技術基盤機構、工業所有権情報・研修館、中小企業基盤整備機構。

製品評価技術基盤機構につきましては、検査検定業務についてヒアリングをしてはどうかと考えております。

また、工業所有権情報・研修館については、研修業務、情報提供業務。

更に中小企業基盤整備機構につきましては、既に市場化テストのモデル事業を実施しているところでございますが、中小企業大学校。更には相談助言業務などについて考えているというところでございます。

国土交通省でございます。３つございまして、都市再生機構、自動車検査独立行政法人、国際観光振興機構でございます。

都市再生機構につきましては、賃貸住宅事業、賃貸住宅の管理・運営、入居者募集業務など。

自動車検査独立行政法人につきましては、自動車の検査業務（保安基準適合性審査）。

国際観光振興機構につきましては、ビジットジャパンキャンペーンの推進の中の広報・宣伝ですとか、通訳案内士の試験運営業務などについてヒアリングをさせていただければと考えております。

最後に、防衛省でございます。駐留軍等労働者労務管理機構のうち、労務提供業務についてヒアリングの対象としてはどうかということでございます。

以上、少々長くなりましたが、事務局からの説明を終わらせていただきたいと思います。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、今後どのように、どの独立行政法人についてヒアリングを行っていくかということについて、事務局からの説明に対しまして、御自由に、この法人をヒアリングすべきだなどの御意見をお願いいたします。

○岡本専門委員 先ほどの質問に戻るんですけども、資料２の４ページなんですけど、例えば財務省の国立印刷局で、セキュリティ製品事業は銀行券の製造などが入っていると思うんです。情報製品事業は官報等々。これを○にしているということは、政独委等で実際に訪問し、意見交換したときの状況とはるかに違っているわけです。まさしく国立印刷局の存続の大きな理由になっていると

ころも民間開放をするということを確かに読めるんです。

ですから、そのヒアリングの仕方としては、ここにいろいろ挙げているセキュリティ製品事業のどの部分を外部に切り出すかということを知ることという趣旨のヒアリングになるということですね。

○事務局 合理化計画案の中を細かく見ますと、市場化テストについて、検討してもいいと書いてあるんですけども、銀行券や官報など、セキュリティ上、秘保の観点等で、難しいところについては難しいけれども、特に問題ない一部については市場化テストの対象として切り出しが可能というような書き方をしてございますので、実際に全部ができると書いてあるわけではありません。

○岡本専門委員 ということは、事務・事業をもうちょっと細分化という議論をしていって、具体的にどこを出すかというのを詰めるということですか。

○事務局 印刷局がどの部分を出せると言っているのか確認をした上で、もっとここまでするのではないかなという議論です。

○岡本専門委員 済みません。続けて似たような質問になんですけども、これはヒアリング対象にはなっていませんが、日本貿易振興機構は資料2の14ページです。これを見ていますと、ほとんどの事業が官民競争入札に対応すると。一部の新聞報道などでは民営化という議論が出たときもありましたね。ということで、残るのが海外事務所の運営。これは極端なことを言ってしまうと、たまたまこの資料だけによりますと、もう存続しないような状況まで見えるんですね。これは事務折衝ですから、それはもう事務局の方で具体的にJETROとして、どのような存在になっていくかということを知りたいという理解でよろしいですね。

○事務局 JETROにつきましては、市場化テストの項目のところは、まさに市場化テストをやるとしたところだけの事務・事業のリストしかなかったものですから、こういう形になっておりますが、実際は他の事務・事業もあります。

とりあえず今回は、市場化テストということで5つ出てきたので、これについて、まず中身については事務局で精査したいと思っています。

○岡本専門委員 計画案には一般的に独立行政法人の全部の事務局が挙げられているけれども、たまたまJETROについては今のようないし御説明のとおりだ、ということになりました。

○小幡主査 そうすると、ここで○になっているのは、もうヒアリングをする必要もなく、事務折衝で詰められるという理解ですか。

○事務局 今までJETROと議論をしたこともないものですから、まずは中身をもう少し精査して、必要に応じて、この場でのヒアリングもあり得るかとは考えております。

○小幡主査 恐らく廃止等も含めた議論が出てくると思うので、そうするとタイミング的に事務折衝した結果として、廃止しないで、市場化テストということになったときには、こちらに入りますか。経産省はどちらの担当でしたか。

○黒川専門委員 私です。

○小幡主査 そこにプラスで追加してヒアリングを行う可能性もあるという理解でよろしいですか。

○黒川専門委員 ちょうどたまたま政独委の方も私が担当です。

○小幡主査 では、様子を見ていただいて、場合によっては、ここは追加するという事でよろしいですか。

○岡本専門委員 一般的なヒアリングで、考え方として、この8月10日の閣議決定で出されている7つのタイプのうち、主務省の方から市場化テストにしないと言ってきたことについては、それはもう理由を聞き、原則に閣議決定が決まっているので、そうではない理由を合理的に詰めるという議論ということで考えればいいわけですね。その他については、主務省側の考え方を平に聞くということですね。

○事務局 そうです。

○小幡主査 閣議決定のことは、吉野委員と原専門委員は、まだ参加していただいていない時のことかと思いますが、今の話は先ほど事務局から説明がございましたけれども、資料1の別紙2のところで、我々としては、8月10日の閣議決定で、このような業務は原則として官民競争入札の対象とするということをはっきり閣議決定にさせていただいています。今、話をしているaとかbとかeと類型化されているものは原則として市場化テストの対象とすべきということでございます。

それでも×という返事がきたものについては、一応ヒアリングをするか、あるいは物によっては事務折衝ということになっている。やはり時間とこちらのマンパワーとの関係で、すべてについてヒアリングまで持っていくというのは、なかなか難しいということもありまして、今日はその御相談なのですが、現実にはヒアリングという形で、ここに呼んで詰めていくところと、そうでないところを選別せざるを得ないというので、本日のご相談になっています。

ヒアリング候補となっていないところも、事務折衝になっている部分はできるだけ早くその事務折衝をしていただいて、1次ヒアリングのところで呼ぶべきだというものに追加していくという可能性はあるわけですね。

○事務局 事務局の方で、もう少し事実関係の確認ですとかをさせていただいて、適宜、委員の方にもシェアさせていただいた上で御相談させていただいて、進めていきたいと考えております。

○小幡主査 ということで、ご覧いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○内山専門委員 ヒアリングのときにこういった資料を出してもらうか、ある程度固まっているんですか。

○事務局 まず1つは、各法人、主務省庁が出てきている整理合理化案の方に事務・事業のおよその概要と予算規模、人員といった情報については書いてございますので、こちらがベースにはなります。

ただ、委員の方々にその業務を御理解いただけるように、我々の方でも追加的にその事務・事業の業務フローですとか、例えば実際に市場化テストの対象とする可能性があるというものについては、その業務フローの中でこういったところまでを切り出すつもりなのかとか、そういったところが確認できるものであるとか、実際に事務・事業をするに当たっての組織図みたいなもの。

あとは例えば市場化テストの関係で議論するにあたって、一部は既にもう民間委託済みですとかいったこともあると思いますので、現在の外部資源の活用状況とか、そういった業務を理解いただくために必要な資料を各省にはある程度要求をして、それをいただいた上でヒアリングをいただ

うかと思っております。

○内山専門委員 予算規模、人員というのは、各事業ごとにどの程度の予算規模、人員が張り付けられているかというのを詳しく出してもらうということですか。

○事務局 そうです。

○内山専門委員 さっき出ましたけれども、ここで挙げられている事業が本当に網羅的なものかどうかを見るために、その法人の予算規模なり人員の全体像と、その中でこの事業はどのぐらいの割合を占めるかが明確にわかる資料を出していただければと思います。

○吉野委員 ここでヒアリングに選んだものは何なんですか。落ちやすそうなものですか、それとも大事なものですか。これは非常に大事なところですよ。大事なところはとかく落ちにくいということが言えるからです。

○事務局 当然、規模が大きいものですよとか、過去に民間提案があったものですよとか、または昨年から今年にかけて監理委員会の方で議論したものですよとか、そういった観点も踏まえながら、特に施設の管理などすべて原則とするものの中から選ばせていただいたと考えております。必ずしも落ちやすいとか落ちにくいとか、そういう基準ではないと理解していただければと思います。

○吉野委員 対象はとにかく膨大だから、何からどういうふうに攻めるかという戦略は、かなり重要なポイントだと思うんです。

○小幡主査 今ありましたように、民間提案のあったものというのは一つの基準になるとは思うのですが、この場で、類型としてはできるはずのもので×になっているもので、ヒアリング対象としていない法人についても、ここがというのがありましたら、それは御意見をいただいて追加したいと思うのですが、そういう提案も含めていただければと思います。

○黒川専門委員 参考資料を見ましたけれども、JETROについては、非常にJETROの方で勉強して、それでこういう官民競争入札になじむようなものを挙げてきているわけですね。だから、一般的な全体の業務の大枠のところではなくて、別の区分でも言ってきて、これを見ても、私も岡本さんと一緒にJETROに行きましたけれども、この辺のところはそうだよなという感じもして、向こうはよく勉強しているということだろうとは思っています。

そこで、先ほどから吉野委員が御心配しているのもっともで、ほかのものが余りにも大分類の中の話で、その中身の事業がこれからヒアリングを何分できるかわからないけれども、その全体像をつかんで、その中のこの部分というのを恐らく我々とのヒアリングだけで我々が把握するということは、かなり難しいと思います。

だから、できればヒアリングの前にJETROさんみたい提案いただくように、もうちょっとこの仕組みのことを説明して、いろんな業務をやられている中で、比較的この辺はなじむ部分ですよというようなことを、できればこれは対立ということではなくて、協力してもらうというか、そういうようなことを何とか説得して、こういうところはなじみますよというものがあれば、少しでも出しておいてもらう。あるいはそういうつもりで来てくださいというようなことはできませんか。

○事務局 時間の許す限り、事務局の方でも事前に各省の担当者なり独法に当たって、そもそも市場化テストの内容から御説明をするという形で理解を広げて、ヒアリングがスムーズに進むように

させていただきたいと思います。

○吉野委員 個別に言うときりがないんですけども、例えばJETROが全部黄色で○になっている一方で、国交省の国際観光振興機構は全部×です。しかし、両者の中身は非常によく似ているんです。JETROができるんだったら、どうしてJNTOはできないんだという話になる。

片方は本省の担当部署を観光庁にしようなどと肩に力が入っているところだから、非常に抵抗が強いだろうと思います。このばらつきに対して、こちらでもきちんとしたスタンダードによって対応する必要があるのではないかと思うんです。

○事務局 同様の事業について一部の府省が導入すると、他省も比較的前向きに検討していただける可能性もあります。説得は事務局からも委員からもしやすいと思いますので、そういう視点で御議論を進めていけるというふうには考えております。

○原専門委員 先ほどから出ているのにも付随するんですが、今まで市場化テストを見てきて、一番課題に感じたのは、やはり切り出し方なんです。非常に数多く出してきている省もあれば、全くクローズなところもあるんですが、数多く出してきているところでも非常に瑣末と言ったら違うかもしれませんが、本当に一パーツを出してきていて、これを受けことが全体の効率化とか、もしくは民間がそれを受けることによる付加価値とかが非常に出づらいものしか出てこなかったのが今までの課題だと思っています。

これはもう何としても避けなければいけないと思うので、もしこのぐらいの大きくりで出てくるんだったら、民間としても相当の工夫の余地があり、かつ、やりがいもありといったところでいいんですが、今までのように、またここから更に細分化して、では、これだけということにどんどんなっていくと、どんどん魅力がなくなっていく、効率が悪くなっていくという、ここが何とか早い時点でできないかなと思います。

ヒアリングのときは、受け手の視点として、彼らのいろんなNPOとか民間企業と話すと、動機は大きく2つなんです。1つは、勿論ビジネスベースとして、これから発展性があるかどうか。もう一つはやりがい。これをやることによって我々がモチベートされて、これをできるかという、ここが大きなポイントになるので、少なくともその範囲で切り出していただかないと多分発展しないかなと思います。

その辺がわかるような、例えば全体の事業の構造があって、その中のこういう重要な部分のこのぐらいのボリュームを出すというところが、実際に見に行ったり話を聞いたりすれば勿論わかるんですが、なかなかその時間もない中で行くと、そういうのがわかるような出し方をさせていただくとありがたいなと思います。

○事務局 事業の切り出し方については、原専門委員がおっしゃるとおりでございますので、そのように各委員も含めて留意していきたいと思ひますし、全体の中でのボリュームにつきまして、各独法の全体の概要がわかるような資料も事前に準備をするなどして、その中で、今日ヒアリングをするのはこことここだという形でわかるようにさせていただきたいと思ひます。

○小幡主査 独法については、以前から、細かいものについてはできるだけ民間委託しなさいという方針ですので、既に進んでいるはずなのです。ですから、原専門委員のおっしゃるように、やは

り市場化テストでやるということになると、ある程度大きくくりで出してもらわないと余り意味がないと思いますし、そこら辺りは我々もヒアリングのときに留意しておいた方がよいのかもしれない。

今回、スケジュール的にもかく急いでやらなければいけなくなったということで、本来でしたら、もっと大量にヒアリングをしなければいけないというか、取り組まなければいけないのかもしれないのですが、かなり時間的な制約があり、かつ、今やらなければいけないということでの絞り込みなのですが、研修業務などについては有識者会議の方では、独法の業務についてはできるだけ廃止ということを原則として出してきましたので、それとの関連もありますね。

ですから、ヒアリングの際に我々の方でも廃止ということに水を向けるといいますか、先方は、なかなか廃止と言うわけはないと思いますので、一応そういうことも念頭に置いて、本当にやらなければいけないのですかという聞き方は、こちらとしてもしていかなければいけないかもしれません。

その上で、どうしてもやる必要があるのですという御説明があり、それでは今は本当に効率的にできているのですかときいて、自信があるというのであれば、それでは市場化テストをしてみてもどうかということになるわけです。民間ではできないのですという主張に対して、そういうことはないと言っていくという状況になるかと思います。

○吉野委員 全くそのとおりだと思います。そもそも独法などという「ぬえ」みたいな形態ができたいきさつからして、本来は民間でやるべきものだという認識を我々が、基本として持った上で、ちゃんとそれに移行していきなさいよという原則を相手に確認していくことは大事だと思います。

○黒川専門委員 今の吉野委員の発言は、全部ですか。独法全部にそういうような意識を持っているということですか。

○吉野委員 これは原則、ゼロベースというふうに決めたわけでしょう。

○黒川専門委員 では、我々は全部それに従わなくてはいけないんですか。この独法ひとつで、国立美術館から何から全部民間だと考えなくてはいけないんですか。

○吉野委員 だからヒアリングが必要なわけでしょう。

○黒川専門委員 今、吉野委員がおっしゃったのは、そういうつもりで、民間なんですよと我々が説明しなくてはいけないんですか。

○吉野委員 そうではありません。我々が説明するのではなくて、原則はそういう原則なのだから、ここは例外だという説明をする責任は相手にあるんだという話です。

○小幡主査 そこは実は有識者会議のところで議論になったのですが、独法についてはゼロベースで見直し、事務・事業自身を独法としてやらなくてもよいのではないか。そこから出発するというのが、今回の有識者会議の方の参考1というところにあります。

この資料1の参考1という最後から2枚目に付いている紙です。善し悪しについては、黒川専門委員もおっしゃるように、物によっては若干そういってしまうと問題はあるのかもしれませんが、独法という仕組みになった以上、事務・事業は一度こういう検討をしましょうというのが今回のスタンスになっています。

そのような意味で言いますと、まず事務・事業のゼロベースの見直しというのが先にあって、イエス・ノーという形で進んでいって市場化テストというのがあるという、頭の中ではそういう動きがあるということを念頭に置いていただいて、ヒアリングも頭の中にこの図を置いていただいてやっていただくということでございます。

ただ、それをぎりぎりやっていたら時間がないので、一応頭に置いた上で、我々としては市場化テストとしてヒアリングを設けているわけですから、それを中心にしていくということになるかと思えます。

○岡本専門委員 言葉じりをとらえるつもりは勿論ないんですけども、先ほど黒川先生から言われたのは、私も共有するところが若干あって、制度設計の下から言うと、独立行政法人は「ぬえ」みたいな存在ではないんです。

ただ、独立行政法人としては、やるべきものをしっかりやってもらっていて、独立行政法人がサービスを提供するのであれば、それはそれとして認めましょうということになるんですね。だから、制度自体「ぬえ」ではないんです。

ただ、「ぬえ」みたいな存在の独立行政法人が現にあるから、そういう法人に対しては民営化でしょう、あるいは廃止でしょうという議論をしていこうというスタンスだと、私は思っています。

ですから、独立行政法人の制度においては、独立行政法人が提供すべき業務というのは、今ぼやっとしていますから、そこが問題なんですけれども、それが果たして独立行政法人が提供しなければいけないかということで、こういう頭の整理でやっていきましょうということについては、黒川先生もそんなに反対されていらっしゃるわけではないと思う。

そういう意味では、ヒアリングの進め方については、吉野先生と私たちの間に違いがあるわけではないんですけども、制度論そのものであったり、それ全体を否定しているというわけではないということです。

○吉野委員 私も誤解がある言い方をしたかもしれませんがけれども、もともと本来的に独法があってはならないものだという認識を持っているわけではない。けれども、存在の意味をきちんと説明する責任が彼らにあるだろうという話をしたんです。

○岡本専門委員 そうです。それが相手方にあるのは、先生のおっしゃるとおりだと思います。

そのときにいつも思うんですけども、本当に独立行政法人としてやるべきものを相手方が言っているのか。聞けばわかるかもしれませんがけれども、その辺の感覚が最終的に先ほどおっしゃったように、JETROと国立観光機構は似たようなものをやっているから、差があるというのは非常に困るので、どこかの段階で最終的にはやはり横断的に結論を出す前に整理は是非しておくべきことだと思うんです。少なくとも市場化テストという一つの競争の枠組みでやるわけですから、それは是非お願いしたいと思います。

○原専門委員 今、参考1で出たフローチャートは、フローチャートになっているんですが、実際はこれは並行して行っているということですね。要するに検討を経たものがこれになったわけではなくて、全部ということですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。本来あるべき姿はこの順番にやるということだと思いますけれ

ども、時間の制約もあるということで、同時並行にやるということです。

○岡本専門委員　むしろ小幡先生にお聞きしたいんですけども、有識者会議が全体の 101 について、本当にやるべきかどうかという判断は、こういう政独委とか監理委員会がやった後にどうされるんですか。それを実際にやらないと、先ほどの整合性の話もありましたし、どういう議論が行われているかというのはすごく気になると言いたいでしょうか。

○小幡主査　有識者会議も来週ぐらいにまた活動を開始する予定ですので、まだ見えていないんですけども、やはり 101 もありますので、全部を有識者会議でやるのは限界がありますから、まず重点見直しの 35 法人は総務省の政独委の方にお願ひしますし、この市場化テストの我々の方でもできる限り進めてほしいということで、結果を受けて、最終的に独法全体についての見直しの中に書きこむということになるかと思ひます。ともかく今年これを急にやるというのは、経済財政諮問会議の方から出てきた話でございまして、政独委も有識者会議の方もそれぞれ毎年毎年積み重ねていたものは、実はあるのですね。

ただ、集中的にやるということになったものですから、この事務・事業の見直しがメインになります。というのは、今までも、もっと効率化しようということは、毎年毎年やっていたことなのですが、本当に独法でやらなければいけないのか、独法の制度に合っているかという根本的見直しについては、そのような意識はあったのですが、タイミングがなかなか難しかったものですから、今回は集中的にやりますので、そちらにかなり重点を置きたいというのがございします。

そうすると独法の制度にぴったりあったものを本当に選別して、それ以外のものは事務・事業としてなくした方がよいのではないかというのをみていくわけですが、やはり、101 法人について、すべて有識者会議の方でできるかという無理がございしますので、そういうことも含めて、こちらでヒアリングをするときに少し考えておいた方がよいのではないかという意識はあります。

○黒川専門委員　政独委ができたときから私は臨時委員だったので、結構念頭に置くものが多いんですけども、今、小幡先生がおっしゃったように、政独委としても時間をかけて、かなり蓄積があるわけです。それが全部一遍に、しかも数か月でやるというのは、今までの経験からすると本当に大変です。大きいところは大きいですし、我々委員の方が本当に把握して、この断定するということについては責任がありますね。それを何年も見ていってもよくわからないところがいっぱいある。組織というものについては、よくわからない方が多いです。

ですから、本当に責任を持って言い切れるのかというのはすごく心配です。本当ならば、大きな改革をしようと思ったら、もうちょっと時間をかけて本質的にやるべきで、えいやとやるようなものであれば、結果もおのずとその中での限界の中で終わってしまう。

だから、できれば本当にやる気があるんだったら、来年も再来年もかけて、今年度はここまでと、我々の方もマニフェストではないけれども、体制も整えて、そのぐらいのつもりでやる必要があるのではないかと思ひました。

本当に今年度だけで華々しくやって、成果を出さなければいけないということではなくて、本気であれば、もうちょっと時間をかけて、じっくりとやっていくというようなぐらいの方がいいのではないかという気はしてします。これは我々がここで言ってもしょうがないことですがけれどもね。

○小幡主査 黒川先生のおっしゃるとおりのことは、有識者会議のメンバーも同感するところはあるのですが、ミッションとして与えられているものはありますので、とりあえず今はそれに向けてやらざるを得ないということでございます。確かに来年以降も積み残しがあっても、その成果は生かせるかとは思いますが、今回できるだけことはやっていただくということで、お願いせざるを得ないということでございます。

○吉野委員 今、黒川先生がおっしゃったように、責任を持ったことを言うためには内容までかなりきちんとやらなくてはいけないんだけれども、相手は役人ですから、膨大な資料と反論を出してくるのが彼らの仕事みたいなものです。しかし、どんなに説明しても、私の新聞記者としての長い経験から見ても、この組織は一体、何のために存在しているんだと疑問に思うようなものはいっぱいあるんですね。

あるいは私の判断の中に間違いがあるかもしれないけれども、全体としてかなり強い姿勢で臨まないといけない、きちんと丁寧にやることだけでは、この問題が前に進まないという側面は間違いなくある、そこは押さえておかないといけないと思います。

○小幡主査 それはワーキングの進行をお願いする黒川専門委員、岡本専門委員は、今までも非常に強い姿勢で臨んでいただけたと思いますので。少なくともヒアリングのときはそういう姿勢でやらないと、ここまで×ということが出てきておりますので、進まないと思います。

先ほど確認しましたように、カテゴリー的に施設等に入っているものについては、閣議決定上、市場化テストに出せるということで類型化されておりますので、閣議決定上がある以上、それについては×では困るという姿勢で是非やっていきたいと思います。

○岡本専門委員 ちなみに1法人にどのぐらいの時間でやられるんですか。

○事務局 今のところ考えているのが、およそ40～50分程度です。

○小幡主査 ただ、法人によって多少のばらつきはありますね。それに追加が出てくるということもあろうかと思えます。ですから、ヒアリングの際には、余り事細かな業務の説明をされても時間もないので、それは事前に資料として、わかりやすい資料を出していただければこちらは読んでいますので、むしろ説明してもらいたいポイントというのは、なぜ市場化テストに出せないかと、そこに尽きるわけです。

各法人が、こういう業務をやっていて、これは非常に大切ですということを説明しだすと、それで10分終わってしまいますので、そこら辺はヒアリング担当の方に気を付けていただきたいということで、事務局から、説明の仕方について事前にレクチャーいただいて、こちらに来ていただいた方がスムーズだと思います。

○吉野委員 今までの経験では本当にそうですね。それはもうわかっているという話を延々とやりだすから。

○原専門委員 それで言うと、もう一点、是非考慮していただきたいのが、民間から提案が上がってきて、これをやりたいという、かなり膨大なものがあると思うんですが、あの中にすごくリアリティがあるなと思っていまして、私は幾つか詳しい部分もありますけれども、当然知らない部分はそれをよく見ている民間の提案には、恐らくそれなりの根拠もあるはずなので、そこは是非効率化

に生かせないかなという気がしますので、もし使えるなら使ってください。

○内山専門委員 話は戻りますけれども、事業の切り出し方が問題だというお話しが原専門委員からあったと思うんですが、このぐらいのレベルで事業を切り出せというような、見本と言いますか、そういったものを向こうの省庁の方に見せたほうがいいと思うんです。

例えばJETROが見本的なタイプなのかもしれません。JETROみたいな実際の見本を見せてこういうふうにやれというとか、あるいは「質的に1つの事業として独立し得る最低限の単位で切り出せ」といったような言い方をするのか、あるいは、量的にこのぐらいの予算規模とかこのぐらいの人員を単位として出せと言うか、その辺を考えていただくのがよいと思います。民間が意欲を示すかどうかは、おそらく量的な問題があると思うんです。個別に、あなたのところは大きくり過ぎるからもう少し細かくしろと言うのも必要でしょうけれども、ある程度統一的なフォーマットみたいなものを示した上で、それに沿って事業を切り出してくれと言うというのは大事なことなのではないかと思います。

○黒川専門委員 今のところで、さっきも原専門委員や吉野委員が重要なことをおっしゃっていたんですけども、我々がどのぐらいの大きさのところまで念頭に置いて議論をするかというところを、我々としてコンセンサスを得とくかどうかというところなんです。

実を言うと、JETROは勉強をしていて、よくわかっているから、落としどころをもう出しているというような気もしないではない。だけれども、我々は本当にそこで満足していいのかどうか。もっと大きな話をするべきではないかとお二人もおっしゃっていました。そこなんです。政独委で岡本先生と視察に言ったときも、確かにもうちょっと大きな話を我々としていつもしていますね。例えば工場1個をなくしてはどうかとか、そのぐらいのレベルまでのことをこちらの官民競争入札の市場化テストの方の委員会でやることなのかどうかという、一番初めの議論に戻るんですけども、そこを議論しておかなくてはいけないのかなという気はしています。

ただ、今回は第1次ヒアリングだと主査もおっしゃっていたので、我々としても勉強させていたでいて、相手方がどのぐらいこの市場化テストというステージに限って、どういうことを言うてくるかをまずお聞きしておいて、それでもう一回分科会なりで、もうちょっとどういう戦略で我々としてはもう一回行くのかというところの議論をしようかというスケジュールを主査は考えていらっしまったようなのですが、そういうことですか。

○小幡主査 必ずしもそうでもなくて、本来は余裕があればそうしたいところなのですが、全部の法人について、必ずその次の第2次ヒアリングまで取れるかどうかはやや微妙なので、事務局にお願いしたいのは、なるべく強めに言って、もう閣議決定で決まっているので、本来、原則は×はあり得ないということを投げて、その気持ちで来ていただくように言っていただいて、第1次ヒアリングは様子を伺うというのではなくて、むしろ時間の節約をある程度考えていかないと難しいかもしれません。

そのためには、我々がヒアリングをする前の段階で、今申し上げたことを各府省に投げてもらって、最初は×としたけれども、×を にして来てもらうというぐらいのところまで第1次ヒアリングをできればやりたいと思います。更に強く第1次ヒアリングで言っていただいて、どうしてもだめ

なところに第2次ヒアリングを設定するという事で考えています。

○黒川専門委員　すごく難しいですね。それこそ大くくりのところなんですよ。要するに事務・事業のある意味で改廃の話みたいなものですね。改廃のための資料づくりかな。要するにあなた方は原価計算してくださいとか、全体の大くくりでそういう話だろうとは思いますが、そういうようなことを我々が申し渡すのがヒアリングなんですか。これはおっしゃっていたように、3つに分けるんだから均一化しておいた方がいいですね。どうしたらいいんでしょうか。

○小幡主査　ですから、まずお願いしておきたいのは、事務局の事務折衝の作業ですが、第1次ヒアリングにはこのままの状態で来られても困るのです。委員の皆さんも貴重な時間ですから、ヒアリングの結果、本当にできるかどうかをもう一度帰って考えますというのではまずいので、そうではなくて、今ここで議論したようなことは本気で再検討して、×を変えてくる。少なくとも資料的にも一部は にしてきてもらうぐらいのことを言っていただきたいと思います。

その上で、切り出し方という話はそこでできます。勿論、切り出し方についても強く言っていただきたいのですが、よく勉強して民間提案も出てきていることですし、大きくないとインセンティブもないのだからという形で言っていただいて、その上で、できるだけ省力化して進めていきたいと思っているのです。

それでもなかなか難しいかもしれませんが、ある法人については、やむを得ず第2次ヒアリングをするとしても、本来であれば第1次ヒアリングで、あとは事務局の折衝で形を付けるぐらいの形で臨まないと、スケジュール感としてきついですね。勿論結構第2次ヒアリングが必要になるかもしれません。

各ワーキングのところで、第1次ヒアリングまで余り時間はありますが、更に言うべきことは、それぞれ事務局に指示いただいて先方に伝えた上で、それにある程度答えた資料も用意してきていただくという方がよいかと思います。ただ、余り日にちはありませんか。

○事務局　20日ぐらいからですので、まだ2週間ちょっとあります。

○小幡主査　2週間ですけれども、そのぐらいの気持ちの方が後のスケジュールが楽になると思います。この大くくりでは実体がわからないのでということで、資料づくりをお願いするということもありえます。少なくとも意見をとりあえず聞いてきましょうという形で来られても効率が悪いということです。

○内山専門委員　事業は民間にやらせるということが、こちら側の基本的なスタンスということは伝わっているわけですね。要するに、先ほどの繰り返しになりますけれども、この事業は重要だと言われるだけでは本当に時間の無駄になります。むしろ、基本的には民間にやらせるのが原則なので、何でその原則から外れるのかということの説明を我々が聞くということに時間を使わないとだめだと思います。それについて周知していただきたいと思います。

○小幡主査　まさにそのとおりで、余分なプレゼンは要らないということを言っていただいて、我々としては8月の閣議決定を受けて来た各省のお返事、○×に非常に×のところが多いので、不満である、閣議決定を受けて考えてきたのにこれでは困るということは強く言っていただいて、今一度再検討をしてから別の案を持ってヒアリングに来てくださるよう、投げかけていただいた方がよ

いかかもしれません。

○原専門委員 大概今までの押し問答で行くと、時間切れ、うやむやみたいで、先ほど吉野さんがおっしゃったとおり、いろんなロジックが手を変え品を変えというパターン。特に今回は絞らない、数が増えれば増えるほど、要するに1件当たりの審議の時間がなくなるとますますその可能性は高いので、絞って、まさに先ほどおっしゃられた事例というか、ここまでやったんだというものをどちらかという、ベストプラクティスを1個つくるような戦略の方がいいのかなという気もしないではないですね。

○小幡主査 時間が11時半のつもりが超過しておりますので、そろそろと思いますが、それでは今のようなお話で、ヒアリング対象法人については、一応この図に書いてあるもので行きますが、事務折衝次第によって増えていく可能性もあるということですね。

○吉野委員 さっきも落ちにくいところか、落ちやすいところかというような下世話な言い方をしたんだけど、主査と事務局との間で大体わかっているところもあるんでしょう。

先ほども出ましたが、例えば美術館についての問題点などは、既にいろいろと出ていて、これはなかなか大変だろうと思いますが、それでもそこに、主たるエネルギーを注いで主力戦線をそこに持っていくのか。それとも、最初から無駄があるから、かなり力で押し切ってしまうと別に内容的には問題はないとわかっている独法だってありますね。そういう濃淡を付ける話を主査と事務局の間で少し練ってやられたらいかがでしょうか。

○小幡主査 わかりました。今のお話はまさにそうなのですが、だからと言って始めから外すという選択にまでいけるかということも含めまして、相談させていただきたいと思います。

○吉野委員 外すと言ったのではなくて、攻め方の問題です。

○小幡主査 了解しました。黒川専門委員、岡本専門委員はまさに政独委の方で独法に深く関わっていらっしゃる、もう十分蓄積がおりだと思えますし、そのような観点から、それぞれのワーキングにおいて攻めどころというのも少し事務局と詰めていただいて1次ヒアリングに臨んでいただくということで、一応、現段階ではこのようなヒアリング対象でいきたいと思います。今、申し上げたようなワーキングごとの相談において、若干追加あるいはもしかすると削除という可能性もあるということで、今日のところはよろしいでしょうか。

いろいろと貴重な御意見をいただきましたので、事業の切り出し方、大きくりというのは非常に大事でございますし、ワーキングに分かれてヒアリングをいたしますけれども、やはり横断的に同一の基準を持つということは大事なので、その辺に留意しながら進めていきたいと思っております。

それでは、予定を10分超過いたしましたので、本日の分科会を終了いたしたいと思います。今後の予定については事務局の方から連絡が行くと思います。お忙しいところ、大変申し訳ございませんが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、分科会を終了いたします。